

防災対策推進検討会議（第 9 回）配布資料に対する意見

河田恵昭

1. 資料 1 農林水産省提出資料に対して

本推進検討会議で対象としているのは、南海トラフ巨大地震、首都直下地震、大規模風水害や噴火災害であります。資料の 4 ページにはプッシュ型支援の手順が示されていますが、輸送情報がいくらあっても、肝心のライフラインと輸送主体（通信、道路、鉄道はもとより輸送業者も被災している）の被害が大きければ動きようがありません。たとえば、南海トラフ巨大地震では、海上自衛隊と海上保安庁による海上輸送しか沿岸自治体に物資を届ける手段はありません。このようなことを考えれば、上記の大規模災害に対して共同行動を実行できる機関を含め、もっと具体的な計画が必要です。

2. 資料 2 経済産業省提出資料に対して

①資料の 5 頁に記載の災害に対応した情報共有システム「デジタル・インフラ」の構想は素晴らしいと思います。しかし、このインフラを日常的にメーカーや卸売業者、小売業者が使っていないと、いざという時、役に立たないというのが通例です。そうすると、このシステムを民間が日常的に使う長所はどこにあるのでしょうか。

②資料の 8 頁には燃料供給にかかる取り組みが紹介されています。これらは供給について焦点が絞られていますが、たとえば、南海トラフ巨大地震では、関東以西の太平洋と一部瀬戸内海の臨海工業地帯や港湾、漁港が地震と津波で大被害を被ると想定されています。当然そこには石油タンクや液化天然ガスタンクなどの可燃物が大量に貯蔵されており、これらが被災することは間違いのないところです。被災の広域性、激甚性について言えば、東日本大震災の比ではなく、そのとき内陸部もしくは日本海側から燃料が共有可能かどうかをさらに詳細に検討しておく必要があると思います。

3. 資料 3 文部科学省提出資料に対して

防災対策・防災教育の充実・強化では義務教育段階における充実は是非、推進していただきたいと思います。そして、成人になった後も、役に立つような内容の教育も新たに付け加えていただきたいのです。それは、これだけ自動車を使った避難が多数を占めると、そこに何らかの社会のルールが必要になって来るからです。交通安全教育は、自分が交通事故の犠牲とならないことを主目的としており、避難のことは含んでいませんし、警察庁が所管の交通ルールには避難の時の自動車利用は対象となっていないのです。この点に関しては、カーナビの活用や道路規制などに関係して国土交通省なども加えて検討していただきたいです。

4. 資料 4 環境省提出資料に対して

首都直下地震の震災廃棄物対策では、東日本大震災や阪神・淡路大震災などの事例を考慮して検討するとありますが、それではこの地震の発生の喫緊性を考えると遅すぎるでしょう。その上、震災ごとに地域性が色濃く反映することもわかっている、大変複雑だからです。首都直下地震では東日本や阪神・淡路大震災の震災廃棄物の約5倍に達する1億トンにもなる量であり、これは民間の力を最大限に活用し、協力を得ないと行政だけではどうにもならないことがすでに、私たちの検討で明らかになっています。そこでは、現行の法律の改正も必要なことも指摘しています。ですから、新たに検討するのではなく既存の民間の検討結果を叩き台にして、活用することも一考に値すると思います。